

学校法人上野学園財務の概要（説明書）

令和 3 年度決算の概要

（1）資金収支計算書

《収入の部》

令和 3 年度の収入は、主に学生生徒等納付金収入 700 百万円、手数料収入 13 百万円、寄付金収入 15 百万円、補助金収入 386 百万円、音楽教室等の付随事業・収益事業収入 19 百万円、ホール売却に伴う資産売却収入 1,572 百万円、退職金財団からの退職金交付等による雑収入 66 百万円、また、金融機関からの借入金収入 400 百万円であり、前受金収入 112 百万円、その他の収入は 51 百万円となりました。

《支出の部》

令和 3 年度の支出は、主に人件費支出 935 百万円、教育研究経費支出 276 百万円、管理経費支出 390 百万円によるもので、借入金返済支出 705 百万円、設備及び設備関係支出 379 万円、資産運用支出 184 万円、その他の支出 221 百万円となり、翌年度繰越支払資金については、925 百万円となりました。

（2）事業活動収支計算書

令和 3 年度の教育活動収入は合計 1,205 百万円で、教育活動支出は合計 1,775 百万円となり、教育活動収支差額では 570 百万円のマイナスで、教育活動外収支と特別収支を併せた基本金組入前の当年度収支差額は 502 百万円のマイナスとなりました。これに基本金繰入額を減した結果、当年度収支差額は 525 百万円のマイナスとなりました。なおこれには、減価償却額も含まれております。

（3）貸借対照表

《資産の部》

令和 3 年度末における固定資産は 4,601 百万円で、石橋記念ホール売却に伴う建物及び土地の減少並びに減価償却等により、対前年度末に比べ 1,672 百万円の減となりました。流動資産は 1,016 百万円で、主に現金預金の増加により、対前年度末 796 百万円の増となりました。

《負債の部》

固定負債は 273 百万円で、期末未払金及び退職給与引当金、また借入金の減などを併せて、対前年度末 30 百万円の減となり、流動負債は 410 百万円で、主に借入金の減により 342 百万円の減となりました。

《純資産の部》

基本金については第 1 号基本金が、ホール売却に伴う建物及び土地分の基本金取り崩した為、1,941 百万円の減となり、翌年度繰越収支差額については、マイナス収支差額が 1,439 万円の減とはなりませんが、純資産の部合計については、前年度に比べ 502 百万円の減となりました。

＜計算書類記載の勘定科目＞

資金収支計算書

資金収支計算とは、会計年度の諸活動（教育研究活動等）に対応する全ての収入及び支出の内容並びに支払資金の収入及び支出の顛末を明らかにしたものです。

勘定科目	内容
学生生徒等納付金収入	授業料、入学金、施設設備資金等として、学生・生徒から納入された収入
手数料収入	入学検定料、在学・成績・卒業証明誓等の各種証明書発行手数料などの収入
寄付金収入	用途指定のある特別寄付金と、用途指定の無い一般寄付金の収入
補助金収入	国からの補助金、東京都など地方公共団体から交付される補助金
資産売却収入	資産を売却した際の収入
付随事業・収益事業収入	教育活動に付随する活動に係る事業の収入 音楽教室受講料、講習会受講料、企業等から受託した事業の収入等
受取利息・配当金収入	奨学基金の運用収入や、預金利息などの収入
雑収入	退職金財団より、対象者退職の際に掛金分が戻し入れられる収入等
前受金収入	翌年度入学予定者から納入された授業料、入学金、施設設備資金などの収入
その他の収入	支出に対して準備していた引当特定資産（積立金）を戻し入れたもの等
資金収入調整勘定	当該年度の活動の収入で、翌年度に入金されるもの（期末未収入金）や前年度中に入金されたもの（前期末前受金）
前年度繰越支払資金	前年度から繰り越された資金

人件費支出	教員・職員・役員の人件費、退職金等の支出
教育研究経費支出	教育・研究活動に係る経費
管理経費支出	学校管理業務や学生募集に係る広報など、教育・研究活動に直接該当しない業務に要する経費
借入金等利息支出	借入金に対する利息分の支出
借入金等返済支出	借入金に対する元本部分の返済支出
施設関係支出	土地、建物と附属設備、構築物の取得に関する支出
設備関係支出	教育研究用機器備品支出：学生・生徒・教員等が利用する機器備品に関する支出 管理用機器備品支出：職員等、直接の教育研究以外で利用する機器備品に関する支出 図書支出：図書に関する支出
資産運用支出	資産運用のための支出、目的のある引当特定資産（孤立金）の支出
その他の支出	入学支度金等に関するもの（貸付金支払支出）、年度を越えて支払を行ったもの（前期末未払金支払支出）、賃貸の敷金に関する支出（保証金支払支出）等
資金支出調整勘定	当該年度の活動の支出で、年度を越えてから支払うもの（期末未払金）や前年度中に支払っていたもの（前期末前払金）
翌年度繰越支払資金	翌年度に繰り越される資金

事業活動収支計算書

事業活動収支計算書とは、当該会計年度の業活動収入、事業活動支出の内容及び収支の均衡を明らかにし、貸借対照表と併せて財産の健全性を表すものです。

勘定科目		内容	
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	授業料、入学金、施設設備資金等として、学生・生徒から納入された収入
		手数料	入学検定料、在学・成試・卒業証明書等の各種証明書発行手数料などの収入
		寄付金	用途指定のある特別寄付金と、用途指定の無い一般寄付金の収入
		経常費等補助金	国からの補助金、東京都など地方公共団体から交付される経常費に対する補助金
		付随事業収入	教育活動に付随する活動に係る事業の収入 音楽教室受講料、講習会受講料、企業等から受託した事業の収入等
		雑収入	退職金財団より、対象者退職の際に掛金分が戻し入れられる収入等
	事業活動支出の部	人件費	教員●員・役員の人件費、退職金等の支出、現金支出の伴わない退職給与引当金繰入額
		教育研究経費	教育・研究活動に係る経費、現金支出の伴わない減価償却額（固定資産の価値減少額）
		管理経費	学校管理業務や学生募集に係る広報など、教育・研究活動に直接該当しない業務に要する経費、現金支出の伴わない減価償却額（固定資産の価値減少額）
		徴収不能額	未収入金が徴収不能となったもの
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	奨学基金の運用収入や、預金利息などの収入
		その他の教育活動外収入	受取利息・配当金以外の事業活動外収入
	事業活動支出の部	借入金等利息	借入金に対する利息分の支出
		その他の教育活動外支出	借入金利息以外の事業活動支出
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	資産の売却価額が、帳簿価額を超えた分の額
		その他の特別収入	資産売却差額以外の特別収入（現物寄付、施設設備に対する補助金等）
	事業活動支出の部	資産処分差額	処分資産を帳簿価額より低い金額で処分した場合の差額分（除却損）
		その他の特別支出	資産処分差額以外の特別支出
※基本金組入額		学校法人がその活動を永続的に維持し、必用な資産を継続的に保持するために帰属収入から組入れた金額	
※基本金取崩額		学校法人が所有する固定資産及び学校の規模の縮小若しくは除却や売却した金額	

貸借対照表

借対照表とは会計年度末における財政状態を表したもので、資産がどの位あるか、また負債がどの位あるか、学校法人が維持している純資産がどの位あるかを示したものです。

勘定科目	内容
固定資産	貸借対照表日後1年を超えて使用されている資産等。貸与年数が1年未満となっても使用中のものを含む。土地・建物や機器備品・図書等の有形固定資産と、特定資産（積立金）、有価証券等のその他の固定資産がある。
流動資産	現金・預金等の資産
固定負債	教職員退職金の支給に備えるための退職給与引当金等
流動負債	翌年度に入学する学生の入学金や授業料等の前受金等
基本金	学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するための維持すべきものとして、事業活動収入の内から組み入れた金額
第1号基本金	学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額
第3号基本金	基金として継続的に保持し、且つ、運用する金銭その他の資産の額
第4号基本金	恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額
繰越収支差額	当該年度までの過去の事業活動収入から事業活動支出を引いた差額の累計

【学校法人会計と企業会計の違いについて】

学校法人は、教育研究活動を目的とする組織であるため、営利目的で設立され利益を追求する企業とは別の会計基準に基づいた経理処理を行います。この会計基準が「学校法人会計基準」であり、文部科学省の省令で定められています。

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利潤を追求する営利活動
会計処理	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類	資金収支計算書 活動区分収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表	キャッシュ・フロー計算書 損益計算書 貸借対照表
基本財産	基本金	資本金
利益処分	無し	株式配当など

(1) 資金収支計算書

企業会計におけるキャッシュ・フロー計算と同様に、全ての資金の収入と支出を表す計算書ですが、付属資料として、①活動区分資金収支計算書、②資金収支内訳表、③人件費支出内訳表を作成し添付することが求められています。

(2) 活動区分資金収支計算

活動区分資金収支計算書とは、その資金収支計算を「①教育活動による資金収支」「②施設整備等活動による資金収支」「③その他の活動による資金収支」の3つの活動区分別に表示した計算書で、企業会計のキャッシュ・フロー計算（営業活動・投資活動・財務活動）のように活動ごとの収支状況を明確にするために作られたものです。

(3) 事業活動収支計算

企業会計における損益計算に当たる計算書です。「教育活動収支」で教育研究活動の収支を、「教育活動外収支」で財務活動収支をそれぞれ計上して「経常収支差額」を導きますが、これは企業会計における経常利益（損失）に該当する概念と言えます。

経常収支差額に、特別収支を加除し、予備費を差し引いたものが「基本金組入前当年度収支差額」であり、企業会計の当期利益に相当する概念です。

ここから基本金組入額、基本金取崩額を加除するプロセスは学校法人会計特有の考え方に基づいたものであり、企業会計と大きく異なる点です。

学校法人には、株主から拠出された資本金という概念が存在しません。教育活動に必要な基本財産は、「基本金組入前当年度収支差額」から拠出して取得するという原則があるためです。

付属資料として、事業活動収支内訳表を作成し添付することが求められています。

(4) 貸借対照表

企業会計と同様に、年度末（決算日）時点の資産と負債のバランスを表示する計算書ですが、純資産は、企業会計における純資産の部と異なり、基本金と繰越収支差額が表示されます。また、時価会計は導入されておりませんので、有価証券等の時価評価は、貸借対照表に添付された注記事項に補足記載されます。

付属資料として、①固定資産明細表、②借入金明細表、③基本金明細表、④第2号基本金の組入れに係る計画表、⑤第3号基本金の組入れに係る計画表を作成し添付することが求められています。